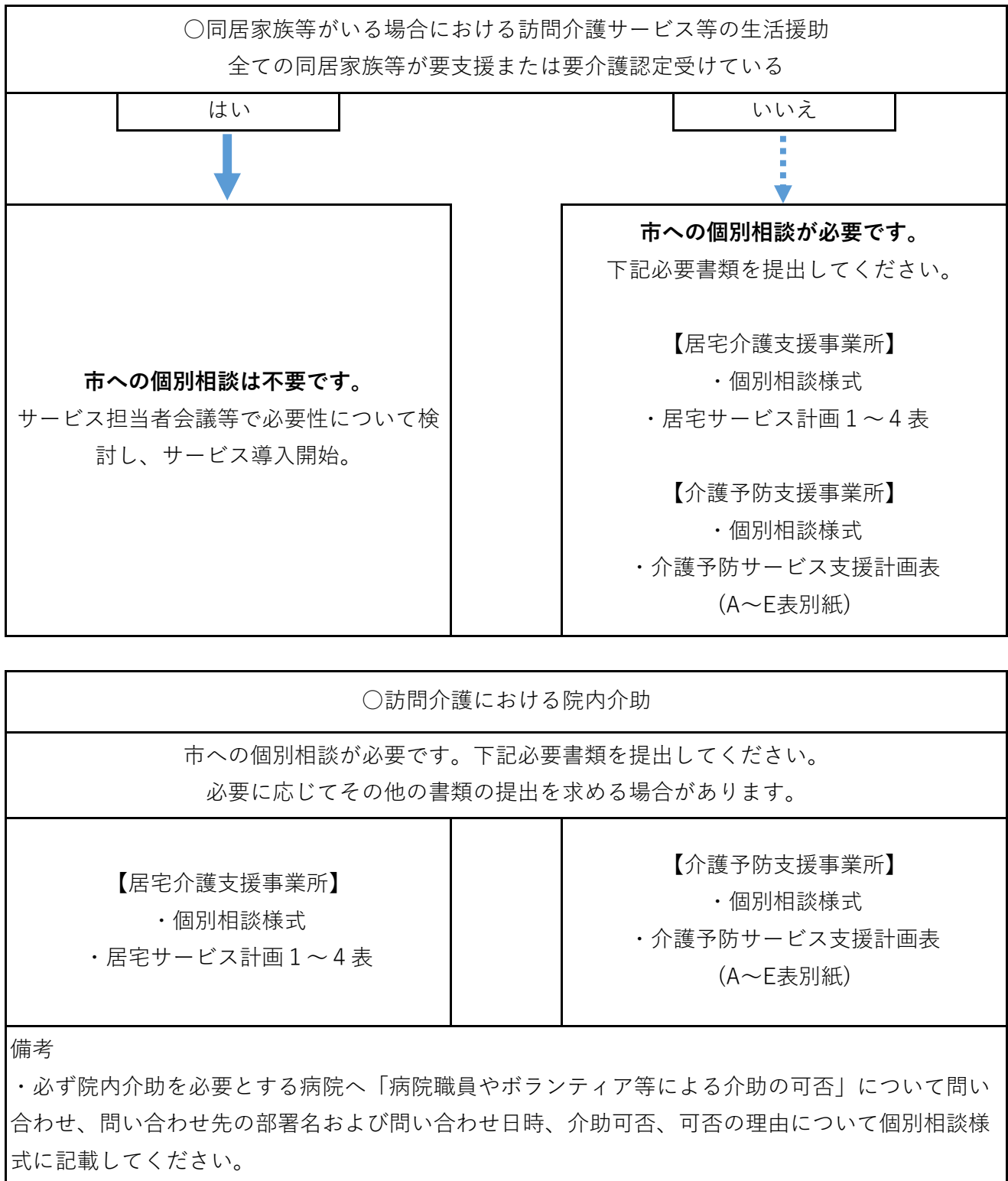


### 福祉用具以外のサービス導入手続きについてのフローチャート



○認定有効期間の半数を超える短期入所生活介護等の利用

市への個別相談が必要です。下記必要書類を提出してください。  
必要に応じてその他の書類の提出を求める場合があります。

【居宅介護支援事業所】

- ・個別相談様式
- ・居宅サービス計画1～4表

【介護予防支援事業所】

- ・個別相談様式
- ・介護予防サービス支援計画表  
(A～E表別紙)

備考

- ・他のサービス(介護施設、(看護)小規模多機能型居宅介護など)との比較検討により短期入所生活介護又は短期入所療養介護(以下「短期入所生活介護等」という。)を選定した理由を個別相談様式に詳細に記載してください。他のサービスではなく短期入所生活介護等である必要性を記載してください。
- ・金銭面を理由に短期入所生活介護等を選定した場合は、対象者の金銭状況が確認できる書類(収入や預金などを確認できるもの)および利用する短期入所生活介護等の料金表、比較検討を行った他施設の料金表もあわせてご提出ください。

○その他個別相談

下記必要書類を提出してください。  
必要に応じてその他の書類の提出を求める場合があります。

【居宅介護支援事業所】

- ・個別相談様式
- ・居宅サービス計画1～4表
- ・その他相談者が必要と考える書類

【介護予防支援事業所】

- ・個別相談様式
- ・介護予防サービス支援計画表  
(A～E表別紙)
- ・その他相談者が必要と考える書類

結果について

市で内容審査の結果必要と判断された場合はサービス導入可能となります。  
適否については概ね2週間程度を目安に郵送にて回答します。